指定構造計算適合性判定機関委任基準

（平成 27 年６月１日施行）

平成２７年６月１日施行の建築基準法の一部を改正する法律（以下「法」という。）第 18 条の２第１項の規定に基づき、北海道知事（以下「知事」という。）が指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせること（委任）とする者は、次のいずれかに該当する者とする。

１　北海道知事が指定した機関。

２　国土交通大臣が指定した機関にあっては、以下の規定に適合していること。

（１）適切な判定を行うため、委任機関内の判定員の指摘を統一させるための適切な方策を講じるとともに、判定結果の通知に際しては複数の判定員の協議を経て通知すること。また、必要に応じて外部の構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聞くことができる体制とすること。

（２）適切な判定を行うため、特別な構造方法等の建築物の計画について判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して外部の専門的な識見を有する者の意見を聞く事ができる体制とすること。

（３）機関は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に基づき設立された地方独立行政法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づき設立された一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき認定を受けた公益財団法人であること。

（４）その他適切な判定を実施するために必要とされる事項。